

令和5年度の地域力創造グループの施策等について③

令和5年1月23日

地域力創造グループ

地域情報化企画室・マイナポイント施策推進室

自治体DXの推進について

自治体DX推進計画等の概要

自治体DX推進計画の趣旨

- 『デジタル・ガバメント実行計画』（R2.12）の各施策のうち、自治体が重点的に取り組むべき事項や国の支援策等を取りまとめ、令和2年12月に計画を策定。その後、『骨太の方針2022』において「自治体DX計画改定により、…地方自治体におけるデジタル化の取組を推進する」とされたことを受け、『デジタル社会の実現に向けた重点計画』『デジタル田園都市国家構想基本方針』（令和4年6月閣議決定）において国が掲げる理念や支援策等を盛り込む改定を実施。
- また、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（同10月閣議決定）等の策定や、デジタル人材の確保・育成に関する自治体の取組状況を踏まえ、令和5年1月、自治体DX推進手順書のバージョンアップを実施。

自治体DX推進計画（2022.9改定）

※計画期間:2021.1~2026.3

■自治体におけるDXの推進体制の構築

- ① 組織体制の整備（全庁的・横断的な推進体制）
- ② デジタル人材の確保・育成
- ③ 計画的な取組み（スケジュール策定等）
- ④ 都道府県による市区町村支援

■重点取組事項（※）自治体の業務システムの改革

- ① 自治体情報システムの標準化・共通化
 - ・2025年度までに基幹系20業務システムを標準準拠システムへ移行
- ② マイナンバーカードの普及促進
 - ・2022年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指し申請・交付促進等
- ③ 行政手続のオンライン化
 - ・住民に身近な31手続をマイナポータルでオンライン手続可能に
- ④ AI・RPAの利用推進、⑤ テレワークの推進
 - ・②、③による業務見直しなどに併せ導入・活用を推進
- ⑥ セキュリティ対策の徹底

■自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項

- ① デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- ② デジタルデバイド対策
- ③ デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

自治体DX推進手順書（2023.1改定）

■自治体DX全体手順書（2023.1改定）

- ・DXを推進に必要なと想定される一連の手順を0～3ステップで整理
 - ステップ0：認識共有・機運醸成
 - ステップ1：全体方針の決定
 - ステップ2：推進体制の整備
 - ステップ3：DXの取組みの実行

■自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書（2023.1改定）

- ・自治体情報システムの標準化・共通化の意義・効果や、自治体における作業手順等を示すもの

■自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書（2023.1改定）

- ・自治体の行政手続のオンライン化の取組み方針や、自治体における作業手順等を示すもの

■参考事例集

- ・DXの認識共有・機運醸成、推進体制の整備、個別のDXの取組み等について、先行する自治体の事例を集めたもの

地域社会のデジタル化に係る参考事例集（2022.9改定）

- これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各団体の事業概要を写真やイラストとともにまとめたもの。令和4年9月、取組に至った経緯・課題意識、活用した国等の支援制度等を盛り込むバージョンアップを実施。 2

令和5年1月 自治体DX推進手順書の改定の概要

「地方公共団体情報システム標準化基本方針」、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」等の策定を踏まえ、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」、「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」をそれぞれ改定するとともに、これらの自治体DXの取組を担うデジタル人材の確保・育成に関する全国の自治体の取組状況を踏まえ、「自治体DX全体手順書」を改定し、デジタル人材の確保・育成の全体像を体系化するとともに、集中的に育成すべき人物像について改めて整理。

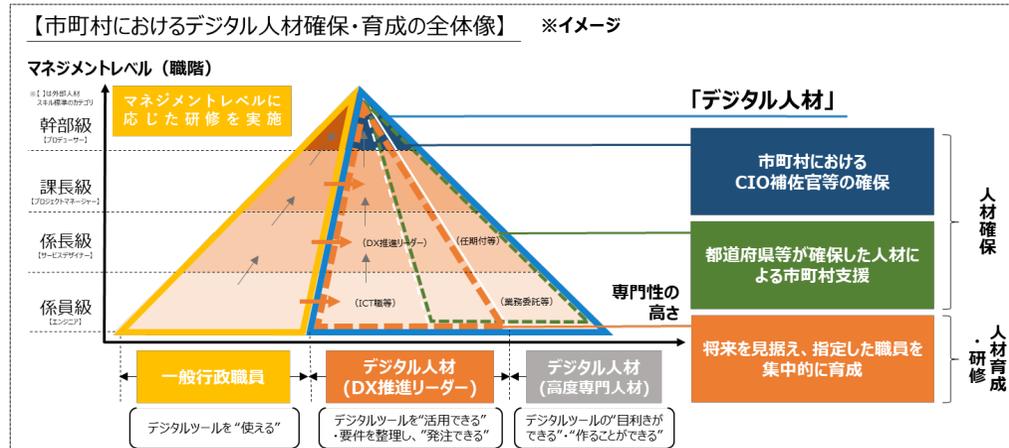
①自治体DX全体手順書

○デジタル人材の確保・育成に関する全国の自治体の取組状況を踏まえ、デジタル人材の確保・育成の全体像を体系化するとともに、集中的に育成すべき人物像について改めて整理

○「マネジメントレベル（職階）」と「専門性の高さ」の軸により、デジタル人材の確保・育成の全体像を整理

○デジタル分野の専門知識を身につけ、一般職員や高度専門人材と連携し、実務の中核を担う「DX推進リーダー」を明確化

※令和4年度末にかけて「自治体DX推進手順書参考事例集」について、全面的なバージョンアップを行い「人材確保・育成参考事例集」等を策定予定



②自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書

○全標準仕様書等の策定や「標準化基本方針」で「目標時期は令和7年度を目指す」とされたこと等を踏まえた記載の充実化

○標準化基本方針等を踏まえた記載の充実化

- ①ガバメントクラウド利用に関する手順、②都道府県の役割※、③PMOツールの説明、④R4年度から移行準備を行うスケジュール例、等

※生活保護・児童扶養手当システムの標準化対応、市町村の標準化・共通化の取組の支援

○自治体の要望を踏まえた記載の充実化

- ⑤標準仕様書のエクセル化に伴った簡易版Fit & Gapのフロー、⑥各移行手順の工夫（RFIの簡略化等）、⑦文字関係の対応についての記載を追記 等

③自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書

○「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」や「ガバメントクラウド申請管理機能」の検討状況を踏まえた整理

○標準準拠システムにおいても、これまで整備してきた「申請管理システム」が継続利用可能とされている点や、標準準拠システムと申請管理システムの連携方式を整理

○デジタル庁が令和7年を目途にガバメントクラウド申請管理機能を提供する方針等を整理

※「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」についても併せて改定

「地域社会のデジタル化に係る参考事例集【第2.0版】」 概要

地域の個性を活かした地方活性化を図り、地方から国全体へのボトムアップの成長を実現する「デジタル田園都市国家構想」の推進には、各自治体の創意工夫を活かしたデジタル実装の取組を促す必要

- 各自治体の事業担当部局が、地域社会のデジタル化に係る事業を検討・実施する際に参考となるような事例を掲載した「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」を公表し、各団体に周知（令和3年12月）
- 更なるデジタル実装の取組を促すため、**取組に至った経緯や課題認識、同様の取組を検討する他団体へのアドバイス**等の追記など事例の深掘りを行い、「地域社会のデジタル化に係る参考事例集【第2.0版】」（20分野、200事例）としてバージョンアップ（令和4年9月）

事業分野一覧（20分野）

1	地域活性化	11	観光
2	住民生活	12	交通
3	消防・防災	13	土木・インフラ
4	医療・福祉・健康	14	文化・スポーツ
5	子育て	15	教育
6	公衆衛生	16	デジタルデバイド対策
7	環境	17	地域におけるデジタル人材の育成
8	労働	18	孤独・孤立対策
9	農林水産業	19	キャッシュレス
10	商業・工業	20	ローカル5G

イメージ（掲載事例抜粋）

2 住民生活： 買い物弱者支援のためのドローンを活用した物流システムの構築【長野県伊那市】

事業の概要

- 伊那市は、免許返納等で買い物が困難な住民をサポートするため、地元スーパーの商品をドローンで配達する「**ゆうあいマーケット**」を令和2年8月から展開している。サービスの利用料は月額1,000円のサブスクリプション制となっている。
- 利用者は、自宅のケーブルテレビのリモコンで商品を注文し、購入代金はケーブルテレビの利用料金に加算されて引き落とされる**キャッシュレス対応**となっている。
- 商品は、ドローンにより近くの公民館に届けられ、集落支援員等が**利用者宅まで手渡す**こととしており、利用者の**安否確認や見守り**も行うことができるように工夫している。



【参考情報①】人口：6.7万人
 関連URL：<https://www.mcpc-jp.org/award2021/>
 （「MCPC award 2021」総務大臣賞）

【参考情報②】地方創生推進交付金（内閣府）とは
 URL：<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/souseikoufukin.html>

もっと知りたい！ 担当者にインタビュー



取組の経緯・きっかけを教えてください。

（総務省）

少子高齢化や人口減少に伴う「買い物弱者の増加」や「物流機能の低下」といった地域課題に対し、デジタル技術の導入による解決策を検討した結果、自律飛行ドローンを活用した官民連携の買い物支援という構想に行きつきました。



（伊那市）



導入又は実証時において、国又は都道府県の支援制度（人的支援や技術提供、補助金等）を活用しましたか？



安全なドローン物流のための航路としての河川上空の開発や買い物支援サービスの事業化に当たっては、内閣府の地方創生推進交付金（平成30年度から3年間）を活用しました。また、ケーブルテレビ・プラットフォームは、総務省のデータ活用型スマートシティ推進事業（令和元年度）を活用することにより、オンデマンドタクシーの呼出しや遠隔地見守りとしても利用いただいています。



これから事業を考えている自治体に向け、一言お願いします。



デジタル技術の導入やスマートシティの構築自体を目的とするのではなく、地域が抱える課題解決の手段として、民間事業者等と協力して進める必要があります。課題の抽出や事業者との調整は、技術の導入よりも時間をかけて丁寧に行うことが重要ではないでしょうか。



★担当：伊那市企画部 企画政策課★

令和3年度事業費 39,481千円

デジタル人材の確保・育成について

都道府県知事・市区町村長宛 松本剛明総務大臣書簡（令和4年12月27日発行）（抄）

貴職におかれましては、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進について、平素より格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、国では、令和4年12月23日に、新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定いたしました。デジタルは、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させ、地域の魅力を高める力を持っており、今こそ、DXを強力に推進することが求められています。

地方公共団体においては、**情報システムの標準化・共通化を含め、「自治体DX推進計画」の計画期間が令和七年度までとされているほか、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組を進める必要があるなど、DXの取組が喫緊の課題**となっております。

また、令和5年度の地方財政対策において、「地域デジタル社会推進費」（2,000億円）の事業期間を令和7年度まで延長するとともに、マイナンバーカード利活用特別分として500億円を増額したところです。

このため、**各地方公共団体において、これらのDXの取組を推進するため、デジタル人材の確保・育成を着実に進めることが急務**となっております。

特に、デジタル社会の目指す姿を実現するためには、**職員全体のデジタルリテラシーの向上はもちろんのこと、システム調達やプロジェクトマネジメント等において組織の中核を担い、DXの取組を推進することができる人材を、集中的に確保・育成することが極めて重要**です。

こうした点を踏まえ、総務省では、**地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成の取組を支援するため、都道府県等における市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する職員の人件費や市町村負担金等のほか、地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員（DX推進リーダー）の育成に係る経費**について、**新たに、地方財政措置を講ずること**といたしました。

加えて、総務省・地方公共団体金融機構の共同事業である「**経営・財務マネジメント強化事業**」において、**新たに、地方公共団体におけるDXの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣**するとともに、**地方公共団体情報システム機構・自治大学校等における研修メニューの充実を図るべく調整を進めております。**

さらに、**これらの方針や取組を「自治体DX推進手順書」に盛り込むほか、「人材確保・育成参考事例集」を新たに作成することで、先進団体における人材確保・育成に係る参考事例を横展開し、各地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成に向けた取組を一層促進**することといたしました。

貴団体においても、これらの国の取組と連携しながら、DXの取組を担うデジタル人材の確保・育成に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。（略）

これらの取組を進めるにあたっては、DX担当部門・情報化担当部門だけでなく、人事・研修担当部門など関係部局が連携し、組織・人事の仕組み、組織文化・風土そのものの変革に取り組むことが不可欠であり、トップが強いリーダーシップを発揮して取り組むことが重要です。貴職におかれましては、デジタル人材の確保・育成に向けて、関係部局に対して必要な指示をいただくなど、改めて、格別の御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

※ 同日付で「デジタル人材の確保・育成に向けた一層の取組について（依頼）」（総務省大臣官房地域力創造審議官通知、総行情第123号）（以下、「地創審通知」という。）を発送し、関連する施策や取組例などの詳細を周知

地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成の推進

- 情報システムの標準化・共通化の対応を含め、自治体DX推進計画の計画期間が令和7年度までとされているなど、地方公共団体におけるデジタル化は喫緊の課題。
- デジタル化の取組を進める上では、地方公共団体のデジタル人材確保が必要だが、市町村を中心にデジタル人材確保が進んでいない団体も多く、今後、外部からのデジタル人材の確保、庁内の中核を担う職員(DX推進リーダー)の育成が必要。
- こうした中、都道府県がデジタル人材を確保し市町村のデジタル化を支援する取組や各地方公共団体で中核を担う職員を指定し集中的に育成する取組を促進するため、以下の措置を講ずる。

①② 地方公共団体におけるデジタル人材の確保(①)・育成(②)に関する地方財政措置の創設

【対象経費】

- ① 都道府県等による市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する任期付職員・非常勤職員等の**人件費**、民間事業者への**委託費**等
※ これらの経費の一部につき市町村の負担金が生じる場合には当該負担金を含む。
- ② 地方公共団体におけるデジタル化の取組の**中核を担う職員(DX推進リーダー)の育成**に係る経費(**研修**に要する経費、民間講座の**受講料**等)

【事業期間】 令和7年度まで(自治体DX推進計画の計画期間と同様)

【地方財政措置】 **特別交付税**措置(措置率0.7)

※ 併せて、市町村が外部のデジタル人材をCIO補佐官等として任用する際の経費に係る特別交付税措置を拡充(措置率0.5→0.7)

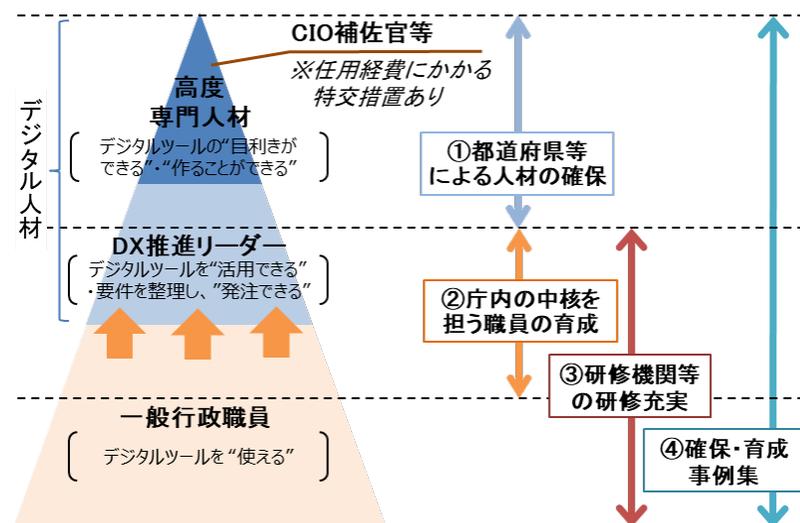
③ 地方公共団体におけるDX実現のための専門アドバイザーの派遣等

総務省・地方公共団体金融機構の共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」において、新たに、地方公共団体におけるDXの取組を支援するための**専門アドバイザーを派遣**するとともに、**J-LIS(地方公共団体情報システム機構)・自治体大学校・市町村アカデミー・国際文化アカデミー**における地方公共団体職員向けの研修を充実。

④ その他の地方公共団体向け支援策

「自治体DX推進手順書 参考事例集」をバージョンアップし、「**人材確保・育成 参考事例集**」等を新たに作成することで、先進団体における**人材確保・育成に係る参考事例を横展開**。(令和4年度内)

<デジタル人材の確保・育成の全体像(イメージ)>



自治体におけるデジタル人材の確保支援事業

R5 予算（案）：81百万円
（R4 当初予算額：0百万円）

地創審通知
（別添8）

背景・課題意識

- 自治体においては、「自治体情報システムの標準化・共通化」をはじめ、様々なDXの取組を短期集中的な実施が求められており、即戦力となる外部人材の活用が重要であるが、活用している団体は100団体程度に留まる（令和3年度総務省調）。
- 活用していない団体は「外部デジタル人材に求める役割やスキルを整理、明確化できない」、「効果的な募集方法がわからない」といった課題を挙げている（同上）。
- 令和5年度から新たに「都道府県等による市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する任期付職員・非常勤職員等の人件費」等に対する地方財政措置が創設される。

R5年度事業の概要 ※内容精査中

- デジタル人材の確保・定着に向けた伴走支援等を実施した上で、そのノウハウをガイドライン等で横展開を行う

① 伴走支援

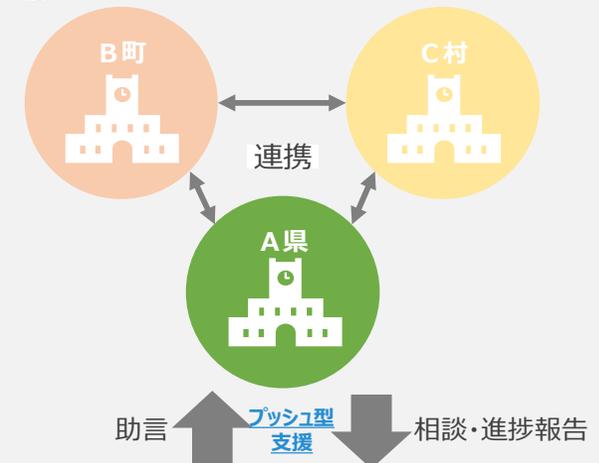
- 総務省が、デジタル人材の確保に意欲のある都道府県等を選定し、民間人材サービス会社等と連携し、デジタル人材確保に向けた助言等※のプッシュ型支援を実施（数団体程度を想定）

※ 実際の募集・任用は、支援自治体が新たな地財措置等を活用して自ら実施

<主な助言内容のイメージ>

- ① DXの進捗・課題等を踏まえた必要とする人物像の洗い出し
- ② 人材の募集方法（他自治体の例、募集広告の記載方法 等）
- ③ デジタル人材の受入に向けた整備（組織体制、任用形態、報酬、住居等の福利厚生 等）

<伴走支援のイメージ>



② デジタル人材確保策ガイドラインの策定等

- 伴走支援を通じて得られた成功例や改善点等を整理し、ガイドラインの策定や全国説明会により、デジタル人材確保のノウハウを横展開

地方公共団体のデジタル人材の確保に係る地方財政措置【新規】

都道府県等がデジタル人材を確保し、市町村におけるデジタル化の取組を支援する場合、そのための人材確保経費等に対し令和5年度から特別交付税措置を講ずる。

特別交付税措置の概要

○ 対象経費

- ・ **都道府県（連携中枢都市等含む）による市町村支援**のためのデジタル人材の確保に要する任期付職員・非常勤職員等の**人件費**、民間事業者への**委託費**等
- ・ 上記の経費の一部につき**市町村の負担金**が生じる場合の当該**負担金**

市町村支援業務の想定事例

- ・ DX・情報化計画等の策定・見直し案の作成
 - ・ 標準化・クラウド化に向けた助言・仕様調整
 - ・ デジタル技術等も活用した業務見直し（BPR）、システム発注支援
 - ・ データ利活用に関する助言
 - ・ 人材育成（研修企画・講師等）
 - ・ セキュリティ研修・監査支援
- 等

○ 措置額

- ・ 対象経費に**0.7**を乗じた額

○ 対象期間

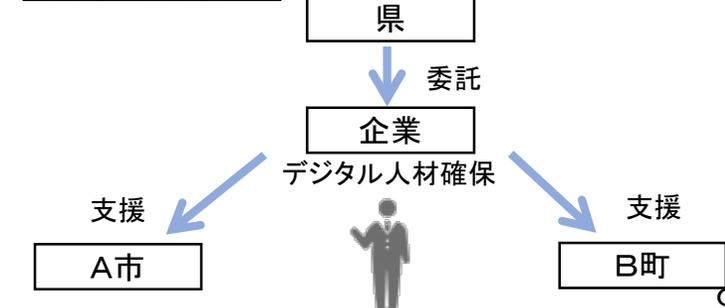
- ・ **令和7年度**まで（「自治体DX推進計画」の計画期間と同様）

<都道府県による市町村支援(イメージ)>

(職員として採用する場合)



(民間委託による場合)



地方公共団体のデジタル人材の確保に係る地方財政措置【拡充】

市町村のDXを推進するため、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等（※1）の役割が鍵となるが、市町村においては、人材確保が課題となっていることから、**市町村がCIO補佐官等として、外部人材の任用等を行うための経費に係る特別交付税措置を拡充する。**

特別交付税措置の概要

○ 対象経費、措置額、対象期間

	対象経費	措置額（※3）		対象期間
			上限額	
①任用等経費	市町村がCIO補佐官等として、外部人材の 任用等を行うための経費 として次に掲げるもの（※2） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別職非常勤職員として任用する場合 → 報酬等（期末手当等を含む。） ・ 外部に業務委託する場合 → 委託料等 	対象経費の合計額に 0.7 を乗じて得た額	なし	R3～R7年度
②募集経費	市町村がCIO補佐官等として、外部人材の 募集を行うための経費	対象経費の合計額に 0.7 を乗じて得た額	70万円	R4～R7年度

※1 CIO補佐官等とは、DX推進のマネジメントを担うCIO等を専門的知見から補佐する者であり、役職の名称がCIO補佐官に限られるものではない。

※2 1団体においてCIO補佐官等として複数の外部人材の任用等を行った場合であっても、**財政措置の対象は1名分**

※3 措置率について0.5（～令和4年度）から0.7（令和5～7年度）に拡充

地方公共団体のデジタル人材の育成に係る地方財政措置【新規】

DX推進リーダー※の育成に係る経費に対し、**令和5年度から**特別交付税措置を講ずる。

※ デジタル分野の専門知識を身につけ、一般行政職員や高度専門人材と連携し、中核となって実務をとりまとめることができる職員

特別交付税措置の概要

○ 対象経費

- ・ **DX推進リーダーの育成に係る研修に要する経費**や**民間講座の受講料等**

(想定される経費)

- ・ 育成プログラム実施に係る**委託費又は負担金**
- ・ 民間事業者、大学等の**講座受講料**
- ・ 人材育成事業に必要なその他の経費 (育成プログラム策定経費、ソフトウェアライセンス料など環境整備に要する経費等)

<自治体DX全体手順書 (R5.1改定) >

「内部職員をDX推進リーダーとして集中的に育成・確保していくにあたっては、**DX推進リーダーとして育成する職員を指定※し、集中的に育成プログラムを実施することが求められる。**」

※ 指定にあたり、「職員本人の希望」のほかに参考とすべき情報

- ・ 対象職員のこれまでの職務経歴 (特にシステム、Webサービス・アプリケーション等)
- ・ 民間IT企業での実務経験
- ・ 独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験等の資格取得状況

○ 措置額

- ・ 対象経費に**0.7**を乗じた額

○ 対象期間

- ・ **令和7年度**まで (「自治体DX推進計画」の計画期間と同様)

令和5年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
 - しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ
- ➡ 地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ DX・GXの取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクターの経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
(公共施設マネジメント)
- **地方公共団体のDX**
- 首長・管理者向けトップセミナー

(2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣（各都道府県市区町村担当課等と連携して事業を実施）

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修を行う場合に派遣

※アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担

(3) 事業規模

- 約6億円(約1,400団体・公営企業への派遣を想定)

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業について

支援分野		支援の方法		
		課題対応 アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
公 営 企 業 ・ 第 三 セ ク タ ー 等 の 経 営 改 革	DX・GXの取組	市区町村・公営企業 の希望に応じ派遣	—	都道府県の希望に応じ派遣
	経営戦略の改定・経営改善		R5年度以降に公営企業の経営戦略の策定を予定している事業を個別支援	
	公立病院経営強化プランの策定 及び経営強化の取組		—	
	上下水道の広域化等		—	
	第三セクターの経営健全化		—	
公営企業会計の適用			新ロードマップに基づく簡易水道事業及び下水道事業における公営企業会計の適用がR6.4.1までに予定されていない事業を個別支援	
地方公会計の整備・活用			財務書類・固定資産台帳について、R2年度決算分はR3年度末まで、R3年度決算分はR4年度末までにいずれも作成・更新できなかった団体を個別支援	
公共施設等総合管理計画の見直し・実行 (公共施設マネジメント)			R5年度以降に公共施設等総合管理計画の見直しを予定している団体を個別支援	
地方公共団体のDX			自治体情報システムの標準化・共通化について、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」で定めている「早急に着手すべき作業」に今後着手する予定の団体を個別支援	
首長・管理者向け トップセミナー		—	—	
派遣受入主体		市区町村・公営企業	市区町村・公営企業	都道府県

※いずれの事業も、アドバイザーのリストの中から、地方団体において派遣を希望するアドバイザーを選定・調整の上、派遣

事務連絡
令和4年12月27日

各都道府県財政担当課
各都道府県公共施設マネジメント担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県公営企業担当課
各都道府県DX推進担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市公共施設マネジメント担当課
各指定都市公営企業担当課
各指定都市DX推進担当課
各企業団財政担当課
(都道府県・指定都市が加入するもの)

御中

総務省自治財政局公営企業課
総務省自治財政局財務調査課
総務省自治行政局地域情報化企画室

「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」に係る
アドバイザーの推薦について（依頼）

地方公共団体の財政運営の質の向上を図るため、「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」の実施について（令和4年12月23日付け事務連絡）のとおり、「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を令和5年度も引き続き実施します。

本事業は、総務省において、派遣するアドバイザー（地方公共団体の職員、公認会計士、学識経験者及び経営コンサルタント等）のリストを作成し、派遣を希望する地方公共団体は当該リストからアドバイザーを選択するというスキームとしております。

つきましては、各地方公共団体におかれましては、下記により登録推薦書を調製の上、ご提供いただきますようお願いいたします。

特に、支援分野に新たに創設された「地方公共団体のDX」「首長・管理者向けトップセミナー」及び「公営企業におけるDX・GXの取組」に係るアドバイザーについては、積極的な推薦をしていただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）並びに企業団及び関係一部事務組合等に対しても、アドバイザーの積極的な推薦をしていた

できますよう周知をお願いいたします。

記

1 事業概要

別添1参照

2 推薦対象者

(1) 経営・財務マネジメント強化事業（「首長・管理者向けトップセミナー」は除く）に係るアドバイザーの推薦について

次の(ア)～(オ)に掲げる業務のいずれかに携わった経験がある地方公共団体の職員若しくは退職者、又は、当該業務に関し優れた知見を有する者（公認会計士、学識経験者及び経営コンサルタント等）。

なお、地方公共団体の職員、退職者以外の者（公認会計士、学識経験者及び経営コンサルタント等）については、法人単位ではなく、個人を推薦することとし、過去5年以内に地方公共団体においてアドバイスの実績のある者としします。

(ア) 公営企業・第三セクター等の経営改革に関すること

- ① DX・GXの取組に関すること
- ② 公営企業の経営戦略の策定・改定に関すること
- ③ 公立病院経営強化プランの策定及び経営強化に関すること
- ④ 上下水道の広域化に関すること
- ⑤ 第三セクターの経営健全化に関すること
- ⑥ 公営企業等における事業廃止・民間譲渡・民間活用等といった抜本的な改革等に関すること
- ⑦ その他公営企業等における経営改善（料金改定、経営診断・コスト分析など）等に関すること

(イ) 公営企業会計の適用に関すること

(ウ) 地方公会計の整備・活用に関すること

(エ) 公共施設等総合管理計画の見直し・実行（公共施設マネジメント）に関すること

(オ) 地方公共団体のDXに関すること

※ (ア) から (エ) までに掲げる業務については、下記 URL に既に登録されているアドバイザーは推薦不要です。

<https://www.soumu.go.jp/iken/management/index.html>

(2) 首長・管理者向けトップセミナーに係るアドバイザーの推薦について

次の(ア)～(エ)に掲げる全ての要件を満たす者。

「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」に係るアドバイザーの推薦について（依頼）

ただし、(1)で推薦する者は「首長・管理者向けトップセミナー」のアドバイザーに推薦できないこととします。

- (ア) 公営企業・第三セクター等の経営改革、公営企業会計の適用、地方公会計の整備・活用、公共施設等総合管理計画の見直し・実行及び地方公共団体のDXに関して相当の知見を有する者
- (イ) 公営企業・第三セクター等の経営改革、公営企業会計の適用、地方公会計の整備・活用、公共施設等総合管理計画の見直し・実行及び地方公共団体のDXに関して相当の実績を有する者
- (ウ) 政府の主催する審議会・委員会・会議等の委員として経験を有する者
- (エ) 地方公共団体等と同種の団体に対して、過去3年以内に、時間単価で100,000円以上の謝金の支払を受けた実績を有する者

3 推薦方法

推薦対象者ごとに、別添2-1から別添2-5までの登録推薦書に必要な事項を記載し、参考資料等がある場合は当該資料を添付の上、電子メールにより下記担当宛宛てに送付してください。

また、都道府県の市区町村担当課及びDX推進担当課におかれては、貴都道府県内の市区町村等分を取りまとめて提出いただけますようお願いいたします。

4 提出期限

令和5年1月27日（金）

※アドバイザーの推薦・登録は、年間を通じて行っており、提出期限後においても、個別に対応可。

5 その他

- (1) 総務省において、推薦いただいたアドバイザーの取組分野、実績等を勘案し、アドバイザーリストに登録いたします。
- (2) 推薦に当たっては、あらかじめ、推薦するアドバイザーの方にご連絡いただき、推薦についてご了解を得た上で、別添2の登録推薦書をご提出ください。
- (3) アドバイザーへの謝金（※）及び旅費については地方公共団体金融機構が負担します。
（※）令和5年度から医師に係る謝金単価については、特別単価（30,000円/時間）とします。また、「首長・管理者向けトップセミナー」に係る謝金単価については、1回あたり100,000円とします。
- (4) 推薦いただいたアドバイザーは、推薦いただいた団体における経営・財務マネジメント強化事業の派遣にも活用いただくことが可能です。
- (5) 令和5年度のアドバイザーリストについては、実施要綱とともに別途お示しする予定としています（令和5年2月下旬頃）。

- (6) アドバイザーについては、アドバイザーリスト公表後も、地方公共団体からの推薦に応じて、随時追加することとします。

【担当】

（総括的事項、公営企業関連事項）

総務省自治財政局公営企業課

経営支援係 阿部係長・柴崎

TEL：03-5253-5635

E-mail：koueitvousa@soumu.go.jp

（地方公会計関連事項）

総務省自治財政局財務調査課

公会計係 竹川係長・細川

TEL：03-5253-5647

E-mail：chihou-koukaikai@soumu.go.jp

（公共施設等総合管理計画関連事項）

総務省自治財政局財務調査課

企画係 佐藤係長・神田

TEL：03-5253-5647

E-mail：k-management@soumu.go.jp

（地方公共団体のDX関連事項（公営企業関係は除く））

総務省自治行政局地域情報化企画室

地域情報化第一係 三輪係長・岩熊主査

TEL：03-5253-5525

E-mail：tiikijouhou@soumu.go.jp

マイナポイント第2弾について

マイナポイント第2弾

R3補正予算：1兆8,134.1億円

※総務省、デジタル庁、厚労省の連携事業

制度概要

「マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント（1人当たり最大2万円相当）を付与する。」（「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定））

●対象者とポイント付与数・申込期間・対象となるカード申請期限等：

マイナポイント第2弾 対象者	ポイント付与数	付与方式	予算上の積算人数	ポイントの対象となる カード申請期限
①カード新規取得者等 ※マイナンバーカードの既取得者のうち、 マイナポイント第1弾の未申込者を含む。	最大5,000円相当	プレミアム方式、 ポイント付与25% ※20,000円のチャージ又はお買い物に 対し、最大5,000円相当のポイント付与	6,950万人分	令和5年2月末
②健康保険証利用申込 ※既登録者及び利用申込みを行った者を含む。	各7,500円相当	直接付与方式	各9,500万人分	
③公金受取口座登録 ※既登録者を含む。				

(※)ポイント申込期限については、後日公表予定。

(参考)マイナポイント第1弾 カード取得者	最大5,000円相当	プレミアム方式、 ポイント付与25%	申込者数 約2,534万人	令和3年4月末
--------------------------	------------	-----------------------	------------------	---------

●イメージ：

【総括】総務省



総務省

①マイナンバーカード

・住民誰もが無料で取得できる公的な顔写真付き本人確認書類であると同時に、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツール

取得

最大5,000円相当



厚労省

②健康保険証利用

・過去の薬剤情報や特定健診結果を医師等に共有することで、より良い医療を受けられるようになる
・高額療養費制度の限度額を超える支払が不要
・マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単に

申込

7,500円相当



デジタル庁

③公金受取口座

・預貯金口座を予め登録しておくことで緊急時の給付金や児童手当などの公的給付等の迅速かつ確実な支給が受けられるようになる
※公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年5月公布）
※令和4年3月28日よりマイナポータルからの公金受取口座の登録開始

登録

7,500円相当



最大20,000円分を
お好きなキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与

マイナポイントにより、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ消費を喚起し、さらに健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図る

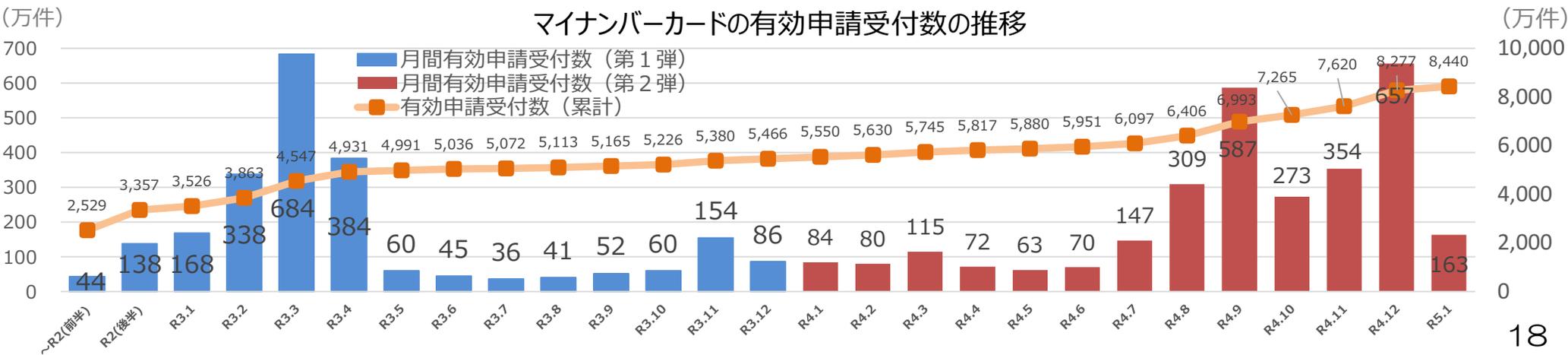
マイナンバーカード・マイナポイントに関する現在の申請状況等

(単位: 万件)

	第1弾			第2弾							第2弾本格開始後							累計	
	~R2 6月末	R2 R3 7月~12月	小計	R4 1月	2月	3月	4月	5月	6月	30日 (内数)	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月 (~18日)		小計 (本格開始 後小計)
マイナンバーカードの有効申請受付数	2,529	2,937	5,466	84	80	115	72	63	70	4	147	309	587	273	354	657	163	2,974 (2,494)	8,440
マイナンバーカードの有効申請受付率	19.8%	43.2%	43.2%	43.8%	44.5%	45.4%	45.9%	46.4%	47.0%	47.0%	48.1%	50.9%	55.5%	57.7%	60.5%	65.7%	67.0%	67.0%	67.0%
マイナンバーカードの交付実施済数	2,221	2,966	5,187	97	88	111	93	81	74	3	84	151	200	273	346	406	199	2,203 (1,662)	7,390
マイナンバーカードの交付実施済率	17.4%	41.0%	41.0%	41.7%	42.4%	43.3%	44.0%	44.7%	45.3%	45.3%	45.9%	47.4%	49.0%	51.1%	53.9%	57.1%	58.7%	58.7%	58.7%
マイナポイントの申込数 施策① マイナンバーカードの新規取得等	—	2,534	2,534	73	56	62	47	45	46	9	213	243	324	317	375	490	224	2,514 (2,194)	5,048
マイナポイントの申込数 施策② 健康保険証としての利用申込み	—	—	—	—	—	—	—	—	93	93	808	529	599	480	497	638	277	3,921	3,921
マイナポイントの申込数 施策③ 公金受取口座の登録	—	—	—	—	—	—	—	—	87	87	755	499	568	443	466	600	261	3,677	3,677
(申込純計; いずれか1つ以上の施策に申込がなされた件数)										99	894	596	677	543	562	720	313	4,405	4,405

※令和4年1月1日から、第2弾の内、マイナンバーカードの新規取得者等に対する、最大5,000円相当のポイントの申込・付与を開始

※令和4年6月30日から、第2弾の内、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みに対する7,500円相当のポイント、公金受取口座の登録に対する7,500円相当のポイントの申込・付与を開始



地方公共団体の皆様にお取り組みいただきたいこと

マイナポイント第2弾のスケジュール

・**令和5年2月末** **マイナンバーカードの申請期限** → **マイナンバーカードの申請が集中することが想定。**

※マイナポイント申込期限については、上記マイナンバーカードの申請期限までに申請を行った方が円滑にポイント申込ができるよう、別途設定の上公表予定。

お願いしたいお取り組み

○ **マイナポイント事業費補助金**（補助率：10/10）**を活用した、積極的な周知広報や手続支援の実施。**

■ 周知・広報について

＜ポイント＞

- ・ **「マイナンバーカードの申請は2月末までに（お早めに）」**といったわかりやすい申請促進
- ・ マイナポイントの申込には手続スポットを活用できること（公金受取口座の登録はできません）

＜周知方法＞

- ・ 各団体が発行する広報誌への記事の掲載やHP、SNS等への掲載・投稿、ポスター掲示やチラシの配布
 - ・ 総務省が作成した広報物やドラえもんノベルティの活用（※申請が必要です）
- ※ なお、総務省が作成したテレビCMや新聞広告、デジタルバナーのタレントを起用している広報物は、タレントとの契約の関係上、4月以降は使用できませんので、ご留意下さい。

■ 手続支援について

- ・ **マイナンバーカードの交付と合わせた手続支援**の実施
- ・ **高齢者等の支援を必要とされる方への手厚い支援**の実施（次項の「デジタル活用支援推進事業」の活用等）

※ マイナンバーカードの申請受付・交付体制の強化については別途マイナンバーカード事務費補助金を活用

デジタル活用支援推進事業の積極的な活用

デジタル活用支援推進事業（総務省）

令和4年度第2次補正予算：4,000百万円
(令和4年度当初予算額1,670百万円、令和3年度補正331百万円)

- 高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを経由したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」を、令和3年度から実施。（実施する民間団体に対し補助）
(講習会の例：マイナポイントの申込方法/マイナンバーカードの申請方法/マイナポータルの使い方/健康保険証利用の登録・公金受取口座の登録等)

【実施状況】

- ・令和3年度は、全国2,223箇所において、延べ17万5千回の講習会等を実施。
 - ・令和4年度は、全国展開型4,539箇所(※1)で実施、地域連携型328件を採択(※2)
- (※1) 5月20日採択時点 (※2) 7月19日及び8月10日採択時点



【スケジュール】

- ・令和4年度事業の実施は2月26日まで。
- ・令和5年度事業の開始時期は関係各所と調整中。



講習会受講者の更なる募集を推進

携帯キャリア等（都市部等）

令和3年度～ 講習会(全国展開型)



講習会等を行う拠点を全国に有しており、当該拠点で支援を実施する主体（携帯ショップを想定）

令和5年度は実施箇所数を拡充

地域に根差した支援（地方）

令和3年度～ 講習会(地域連携型)

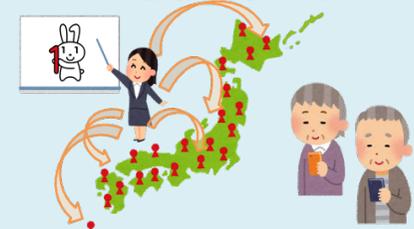


地方公共団体と連携して、公民館等の公共的な場所で支援を実施する主体（地元ICT企業、社会福祉協議会等）

令和5年度は携帯ショップがない市町村などでの講習会を拡充

令和4年度～

デジタル活用支援推進事業講師の派遣



デジタル活用支援推進事業の講師を、携帯ショップがない市町村などに派遣して支援を実施

自治体がマイナポイント申込の講習会を実施する団体と積極的に連携し、高齢者等への手続支援を充実

マイナポイント事業費補助金

令和4年度分

※令和5年1月中に上限額の通知及び交付申請、変更交付申請の受付開始予定。

項目	内容
1. 主な対象経費	○本事業の実施に要した事務経費相当額の100%を基準額の範囲内で国が補助 ・マイナポイント申込支援 ・キャッシュレスサービスの普及促進、説明会出席等 ・デジタル活用支援推進事業の講師派遣を受けて開催する講座におけるマイナポイント申込支援 ※ ・消耗品費、印刷製本費等 ・新聞広告、チラシ作成等 ・説明会等会場使用料 ・申込支援に必要なパソコン・スマホ等のリース料 ・民間事業者等への事務委託費用 ※デジタル活用支援推進事業を活用している場合を除く。
2. 算定方法	○対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額 ※基準額は、全団体で同額を措置する「均等配分」と人口に比例する「人口按分」の和などにより算出
3. 補助対象期間	○令和4年4月1日～令和5年3月31日の12か月間 補助率 10/10

<ポイント>

- ・ マイナポイントの対象となるカード申請期限を延長したこと等に伴う、交付申請、変更交付申請については、1月中に受付開始を予定。
 - ・ 今年度最後の増額申請の機会となる予定であるため、仮にポイント申込期限が3月以降まで延長された場合に、申込支援を継続する場合は、3月末まで申込支援を継続する前提での経費を申請すること。
 - ・ 交付決定日に関わらず、対象期間の手続き支援等は補助対象とする。支援体制等の延長・拡充に着手可能
- ※ 支援に必要なパソコン・スマホ端末のリースは補助対象
- ・ 健康保険証利用や公金受取口座の登録手続き支援もマイナポイント申込の一環として行う限り、補助対象

令和5年度分

- 令和5年度以降の申込支援のために要する経費については、適切に措置できるよう関係各所と調整中。

広報展開スケジュールと活用可能な広報素材（予定）

スケジュール	2023年			
	1月	2月	3月	4月以降
テレビCM		実施（新規CM）		4月以降、テレビCMや新聞広告、デジタル広告の予定はありません。 事業HPやリーフレット等の広報ツールは引き続きご活用頂けます。
新聞		2/4(土)予定	3月下旬予定	
デジタル	実施（Yahoo!, Gunosy, Facebook/Instagram, YouTube, LINE, 楽天, 新聞電子版）			
決済事業者PR特設HP	実施			

広報素材

リーフレット



B3ポスター



→2022年12月27日にメール及び調査・照会システムを通じて送付したデータをご活用下さい。



テレビCM
(2/1～放映予定)



新聞広告
(2/4掲載予定)



新聞広告
(3月下旬掲載予定)



デジタルバナー

→1月23日より自治体サポート事務局WEBページで使用申込を受け付けていますのでご活用下さい。
(使用開始日は2月1日になります)
なお、タレントとの契約の関係上、4月以降は使用できませんので、ご留意下さい。

ドラえもんノベルティ



→自治体向けHPで申請を受け付けています。
ノベルティの作成・印刷にはマイナポイント事業費補助金を使用できるのでぜひご活用ください。

決済事業者PR特設HP



→決済事業者の独自キャンペーン等をまとめた特設HPになります。住民への案内等にご活用下さい。

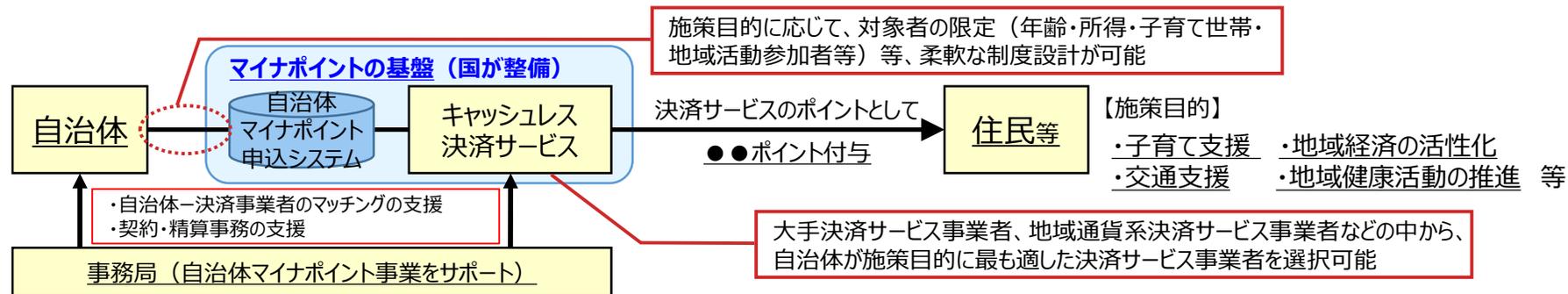
自治体マイナポイントについて

自治体マイナポイントの全国展開

R4第2次補正予算
計上額: 9.9億円

- **地域独自のポイント給付施策をオンラインで迅速かつ効果的に実施**できる自治体マイナポイント事業を全国展開することで、マイナンバーカードの利便性の向上を図るとともに消費喚起・地域経済の活性化を強力に推進。
- 具体的には、**参画自治体へのシステム改修費等の補助**などにより、より多くの自治体・決済事業者が連携して事業を実施できる環境を整備。

概要



自治体向け補助金の概要

- 予算額：9.9億円の内数
- 補助対象経費（予定）：自治体のシステム改修に要する経費、申込支援・広報等に要する経費、決済事業者のシステム改修に要する経費 等
- 補助率：1 / 2

経緯・取組の方向性

- 令和4年度は、**10月31日から事業を開始**。(令和5年1月19日時点で、58団体が参画予定。)
- (※) ポイント原資等については、**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金** (令和4年9月20日の閣議決定で計上された予備費等により創設された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を含む。) を活用可能。
- 令和4年度第2次補正予算において、自治体マイナポイントの全国展開に向けた予算として、**自治体が事業に参画するに当たり必要となるシステム改修費等に対する補助等が計上**されたことを踏まえ、**令和5年度までに累計100団体程度の参画を目指す**。
- (※) 自治体マイナポイント事業費補助金については、交付要綱制定・交付申請受付を2月中旬、交付決定を3月中旬を目途に実施予定。なお、令和5年度に一定額を繰り越して補助を行うことができるよう調整。

自治体登録済み団体一覧

1月19日18時時点

※「団体名（開始日）」は事業開始済みの団体

地方	都道府県	市区町村
北海道 東北		北海道釧路町、北海道神恵内村、福島県田村市
関東		栃木県那須烏山市、茨城県土浦市（12/1）、群馬県みどり市、群馬県前橋市（12/1）、 埼玉県熊谷市、埼玉県富士見市、埼玉県川口市、埼玉県三芳町、東京都八王子市（12/1）、 神奈川県藤沢市
中部		石川県小松市、新潟県新潟市、新潟県柏崎市、長野県長野市、長野県松本市（11/15）、 長野県立科町（1/16）、岐阜県瑞浪市、岐阜県飛騨市、岐阜県安八町（12/1）、静岡県島田市（12/1）、 静岡県浜松市、愛知県みよし市、愛知県岩倉市（12/1）、愛知県あま市
近畿		滋賀県米原市（12/12）、京都府京田辺市、京都府長岡京市、大阪府阪南市、大阪府豊中市、 大阪府枚方市（12/26）、大阪府大阪狭山市、兵庫県小野市、兵庫県神戸市、兵庫県丹波篠山市、 兵庫県南あわじ市（11/15）、兵庫県姫路市（11/15）、奈良県天理市、和歌山県和歌山市
中国	鳥取県	山口県岩国市（10/31）、島根県安来市（12/1）、広島県福山市（11/30）、 岡山県早島町（12/1）、岡山県津山市
四国	香川県（10/31）	香川県さぬき市（11/15）、香川県まんのう町、香川県坂出市、香川県東かがわ市（10/31）
九州	大分県（12/1）	熊本県甲佐町、大分県日出町、宮崎県西都市（12/1）、宮崎県日南市、鹿児島県南種子町

● 合計 **58団体**（うち事業開始済み21団体）

自治体マイナポイントの活用イメージ（想定）

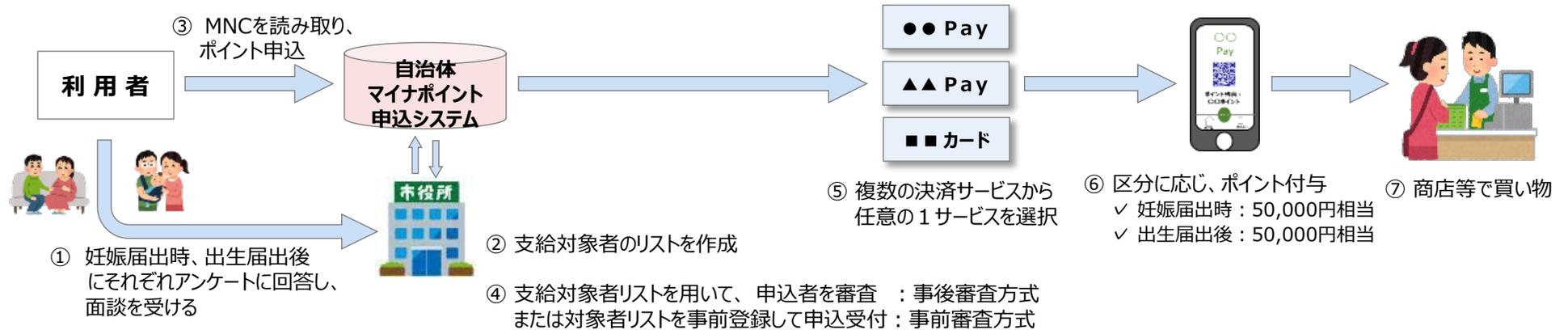
期待される効果・特徴

自治体マイナポイントを活用することで、審査や給付事務の負担を軽減し、効率的な事業の実施が可能となる。

事業イメージ（対象者、付与額）

- 付与対象者：妊娠届時及び出生届出後にアンケートに回答の上、面談を受けた方。
（令和4年4月1日以降の届出に遡及して支給可能）
- ポイント付与額：妊娠届出時50,000円相当、出生届出後50,000円相当。

事業実施スキーム（実施ステップ）



【参考】自治体マイナポイント以外の支給方法（現金給付等）で支給する場合の実施ステップ

※①・②は共通であり、自治体マイナ+現金等、支給方法を併用することも可能。

- ③ 出産・子育て応援ギフトの申請（利用者）
- ④ 支給対象者リストを用いて、申込者が対象者かどうかを審査（自治体）
- ⑤ 対象者へ支給（自治体）

施策例：香川県（コロナ禍における物価高騰対策等）

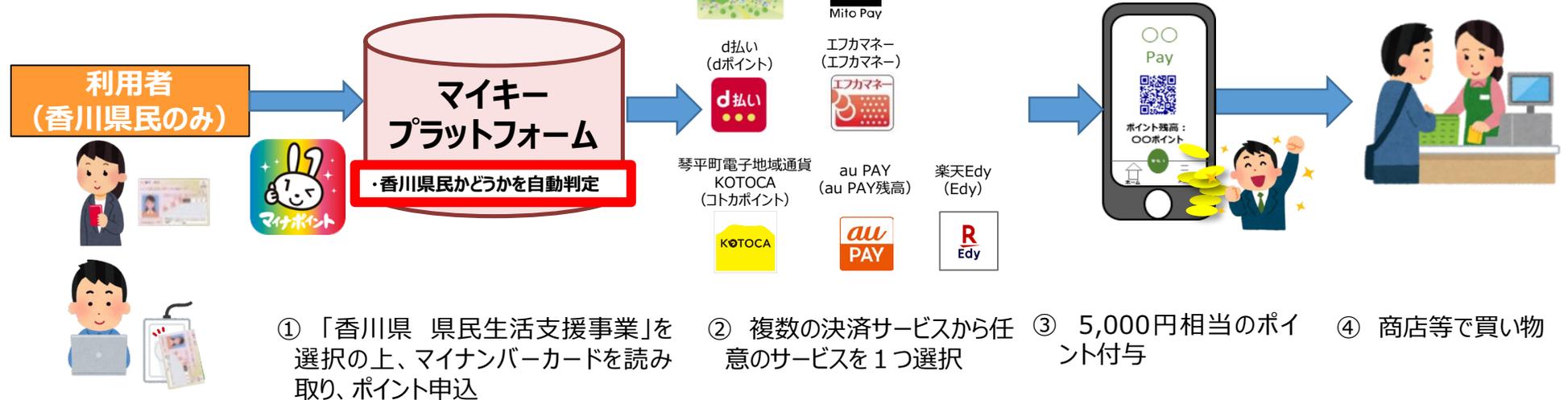
事業概要

10月31日から実施中

- マイナンバーカードを保有する県民1人当たり5,000円相当のポイントが付与することにより、コロナ禍において物価高騰等に直面している県民への迅速な支援を行うとともに、地域経済の活性化、キャッシュレス決済サービス及びカードの普及促進を図るもの。

事業イメージ

- 付与対象者：香川県民
- ポイント付与額：1人当たり5,000円相当



期待される効果・特徴

- マイキープラットフォームを活用し、オンラインでの申請とすることで、住民の申請手続負担を軽減するとともに、「香川県民かどうか」を自動判定することにより、職員の審査事務負担・時間を大幅に軽減。
- 結果、住民に迅速にポイント付与を実施することが可能となり、効果的な物価高騰対策が可能。

施策例：兵庫県姫路市（多子世帯への出産祝いポイント）

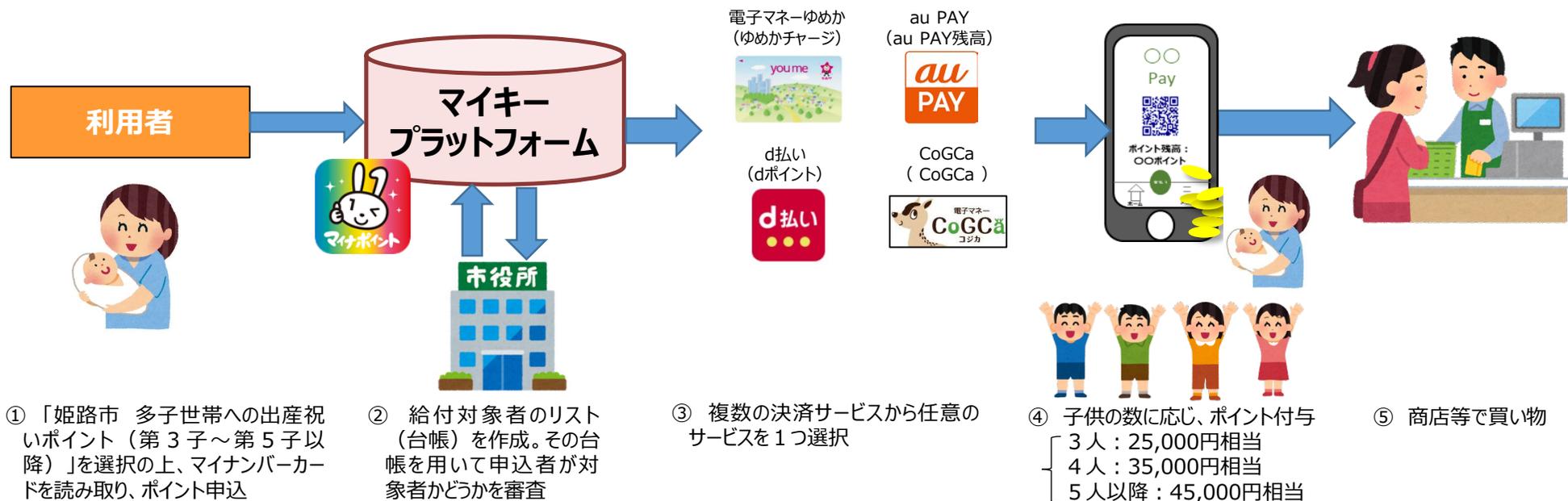
事業概要

11月15日から実施中

- 令和4年4月2日以降に出生した新生児の保護者に対し、その新生児も含めた子供の人数に応じ、出産祝いとして25,000円～45,000円相当のポイントが付与することにより、経済的な負担軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長を応援するもの。

事業イメージ

- 付与対象者：令和4年4月2日以降に出生した新生児を持つ保護者
- ポイント付与額：新生児を含めた子供の人数により変動（3人：25,000円相当、4人：35,000円相当、5人以降：45,000円相当）



期待される効果・特徴

- マイキープラットフォームとあらかじめ市において作成した台帳とを活用することにより、子育て世帯への確実な給付が可能となり、施策目的の効果的な実現が可能。

施策例：大分県（DX推進）

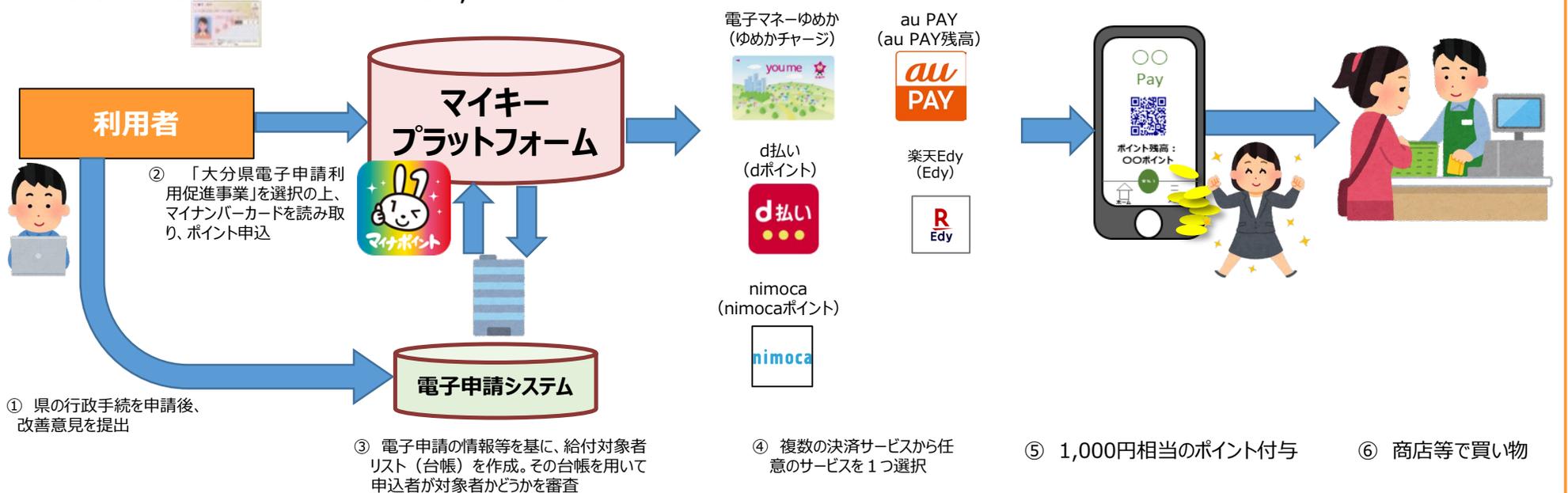
事業概要

12月1日から実施中

- 県の行政手続（妊産婦、要介護者等向けの駐車場利用予約等）をオンラインで行った上で、改善意見を提出した者に対し、1,000円相当のポイントを付与することにより、県民目線に立ち、DXの推進を図るもの。

事業イメージ

- 付与対象者：令和4年12月1日から令和5年1月31日までに県の行政手続をオンラインで実施し、改善意見を提出した者
- ポイント付与額：1人当たり1,000円相当



期待される効果・特徴

- マイナンバーカードの取得が自治体マイナポイント付与の前提となっていることと県民から提出された改善意見に基づいて行政手続のオンライン申請におけるUI/UXを向上することの相乗効果により、DXの推進を効果的に実施可能。

施策登録済み団体一覧

1月19日18時時点

(※)最新情報は、自治体マイナポイント事業ホームページ(自治体・決済事業者向けサイト)を参照。

項番	団体名	施策名称	施策内容	申込開始	申込終了
1	茨城県土浦市	つちうら子育て支援ポイント	■ 18歳以下の土浦市民に対し、10,000円相当のポイントを付与。	R4.12.1	R5.2.28
2	群馬県前橋市	まえばしU29応援ポイント	■ 29歳以下の前橋市民に対し、5,000円相当のポイントを付与。	R4.12.1	R5.3.9
3	東京都八王子市	八王子マイナポイント	■ 八王子市民に対し、3,000円相当のポイントを付与。	R4.12.1	R5.2.28
4	長野県松本市	若者限定！まつもっとマイナポイント+（プラス）事業	■ 19～25歳の松本市民に対し、10,000円相当のポイントを付与。	R4.11.15	R5.2.15
5		まつもとマイナポイント事業	■ 松本市民に対し、5,000円相当のポイントを付与。		
6	長野県立科町	立科町 行政手続きデジタル化事業 (e-TAX普及事業)	■ マイナンバーカードを利用してe-TAX（パソコン・スマホ等）で確定申告をした町民にQRコード決済サービス（d払い、au PAY【コード支払い】どちらかの選択）による2,000円相当のポイント付与。	R5.1.16	R5.2.28
7	岐阜県安八町	あんぱち自治体マイナポイント事業	■ 安八町民に対し、5,000円相当のポイントを付与。	R4.12.1	R5.1.31
8	静岡県島田市	島田市わくわくマイナポイント	■ 島田市民に対し、10,000円相当のポイントを付与。	R4.12.1	R5.2.28
9	愛知県岩倉市	岩倉市 自治体マイナポイント事業	■ 岩倉市内店舗で民間キャッシュレス決済事業者による決済サービスを利用して買い物をした際に、決済金額の30%（上限5,000円相当）のポイントを付与。	R4.12.1	R5.2.28
10	大阪府枚方市	ひらかたポイント・ 自治体マイナポイント交換	■ ひらかたポイント制度利用者（市内在住・在学・在勤）の内、希望者に対して自身が保有するひらかたポイントを1ポイントあたり1円相当として、自治体マイナポイントに交換。	R4.12.26	R5.2.28

施策登録済み団体一覧

項番	団体名	施策名称	施策内容	申込開始	申込終了
11	兵庫県姫路市	国保特定保健指導ポイント (動機付け支援)	■ 姫路市国民健康保険の特定保健指導の動機付け支援終了者に対し、500円相当のポイントを付与。	R4.11.15	R5.1.23
12		国保特定保健指導ポイント (積極的支援)	■ 姫路市国民健康保険の特定保健指導の積極的支援終了者に対し、1,500円相当のポイントを付与。		
13		ハッピーバースポイント	■ 赤ちゃんのマイナンバーカードを取得し、申請した者に対し、5,000円相当のポイントを付与。		
14		婚活サポートポイント (会員登録手数料・イベント参加用)	■ ひょうご出会いサポートセンター会員登録手数料の一部について、女性3,000円相当のポイント、男性2,000円相当のポイントを付与。		
			■ 婚活イベントへの参加費用の一部について、女性2,000円相当・男性1,000円相当を上限にポイントを付与。 (※) 年間3回まで申請可能		
15		糖尿病予防歯科検診ポイント	■ 姫路市の糖尿病重症化予防歯科検診の対象者で、検診を受診した者に対し、1,000円相当のポイントを付与。		
16		栄養食事指導ポイント	■ 姫路市透析ハイリスク者予防事業における栄養食事指導の対象者で、栄養食事指導を受けた者に対し、1,000円相当のポイントを付与。		
17		禁煙チャレンジポイント (参加者・成功者)	■ 禁煙外来を受診し、禁煙にチャレンジする者成功した者それぞれに対し1,000円相当のポイントを付与。		
18		多子世帯への出産祝いポイント (第3子・4子・5子以降)	■ 令和4年4月2日以降に出生した新生児の保護者に対し、その新生児も含めた子供の人数に応じ、出産祝いとして25,000円～45,000円相当のポイントを付与。 (3人：25,000円相当、4人：35,000円相当、5人以降：45,000円相当)		
19	介護支援ボランティアポイント	■ 姫路市介護支援ボランティア事業において、「あんしんサポーター」登録者(40歳以上)に対し、活動実績に応じて、上限5,500円相当のポイントを付与。	R4.12.1	R5.1.23	
20	滋賀県米原市	米原市マイナポイント事業	■ 米原市民に対し、10,000円相当のポイントを付与。	R4.12.12	R5.1.31

施策登録済み団体一覧

項番	団体名	施策名称	施策内容	申込開始	申込終了
21	兵庫県南あわじ市	南あわじ市 自治体マイナポイント事業	■ 南あわじ市民に対し、5,000円相当のポイントを付与。	R4.11.15	R5.2.28
22	山口県岩国市	岩国市 マイナポイント事業	■ 岩国市民に対し、10,000円相当のポイントを付与。	R4.10.31	R5.1.27
23	鳥取県	とっとり家事シェアキャンペーン	■ 各家事分担に関するアイデアや実施内容を公式SNSに投稿した方のうち、希望者に1,000円相当のポイントを付与。	R5.1.21	R5.2.22
24		あるくと健康！うごく元気！ キャンペーン (とっとり健康マイナポイント事業)	■ 県の公式アプリ上でウォーキングの歩数を計測し、令和5年1月21日から2月12日における歩数が、138,000歩（6000歩×23日）以上となった方に対し、2,000円相当のポイントを付与。		
25		『とりふる』で鳥取と繋がる キャンペーン！	■ 専用アプリ上で移住定住に関するアンケートに回答した方に2,000円相当のマイナポイントを付与。		
26	島根県安来市	やすぎマイナポイント付与事業	■ 安来市民に対し、5,000円相当のポイントを付与。	R4.12.1	R5.2.28
27	広島県福山市	福山市 自治体マイナポイント事業	■ 福山市民に対し、5,000円相当のポイントを付与。	R4.11.30	R5.3.15
28	岡山県早島町	早島マイナポイント事業	■ 早島町民に対し、2,500円相当のポイントを付与。	R4.12.1	R5.2.15
29	香川県	香川県 県民生活支援事業	■ 香川県民に対し、5,000円相当のポイントを付与。	R4.10.31	R5.1.31
30	香川県さぬき市	市民生活支援 マイナポイント支給事業	■ さぬき市民に対し、10,000円相当のポイントを付与。	R4.11.15	R5.1.31
31	香川県東かがわ市	東かがわ市 市民生活支援事業	■ 東かがわ市民に対し、10,000円相当のポイントを付与。	R4.10.31	R5.1.31

施策登録済み団体一覧

項番	団体名	施策名称	施策内容	申込開始	申込終了
32	大分県	大分県 おおいた歩得利用事業	■ 健康アプリ「おおいた歩得」アプリを新規ダウンロードして、一定の歩数を達成した者に対し、1,000円相当のポイントを付与。	R4.12.1	R5.1.31
33		大分県 小規模集落応援隊参加事業	■ 大分県小規模集落応援隊の活動に参加した者に対し、1,000円相当のポイントを付与。		
34		大分県 電子申請利用促進事業	■ 県の行政手続で電子申請を行った後に、改善意見を提案した者に対し、1,000円相当のポイントを付与。		
35	宮崎県西都市	西都市 子育て世帯生活支援ポイント	■ 中学生以下の子どもを養育する西都市民に対して、子ども一人あたり10,000円相当のポイントを付与。	R4.12.1	R5.1.16